

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県高性能農業機械導入計画

## 告 示

### 鳥取県告示第三百十二号

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)第五条の三第一項の規定に基づき、鳥取県における高性能農業機械導入計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

### 鳥取県高性能農業機械導入計画

#### 第1 高性能農業機械の導入に関する目標

##### 1 高性能農業機械の類別と大きさ

種類	類別	I	II	III	IV
トラクター	30PS級 (25PS以上)	40・50PS級	60・70・80PS級	90PS級 以上	
トラクタヤ-	8PS以上 自走式(歩行型)	トラクター用 柱に(チェーン トロンチャ-	自走式乗用型		
田 植 機	4〜5条植 (乗用型)	6条植以上			
スビード スプレヤー	薬液吐出し量 20ℓ/分以上 50ℓ/分未満 風量500m <sup>3</sup> /分 未満	50ℓ/分以上 70ℓ/分未満 500〜800m <sup>3</sup> /分 分級	70ℓ/分以上 800m <sup>3</sup> /分級以 上		
コンバイン	刈幅 0.8m以上1.2 m未満 10PS以上 自脱型	1.2m以上 15PS以上 自脱型	2.5m以上3.5 m以下 普通型	3.5m以上 普通型	
フォークリフ ター	刈幅 1.0m以上 1.8m未満	1.0m以上 1.2m未満	1.2m以上 1.5m未満	1.5m以上	
ピーン スター	1条刈	2条刈 (乗用型)			

(注) 上表の左欄に掲げる機械の種類ごとに馬力 (PS) 等の能力に  
応じ、2〜4類に分類し、次表以下に用いる。

2 昭和60年における高性能農業機械の種類別利用面積

高性能農業機械の種類	地目	地目別面積 (ha)	高性能農業機械の種類別	類別ごとの利用面積 (ha)	地目別面積に 対する類別ご との利用面積 (%)	
					割合	
トラクター	田	29,100	I II III その他	7,500	25.8	25.8
				1,500	5.2	5.2
				500	1.7	1.7
				19,600	67.3	67.3
				1,500	28.3	28.3
				250	4.7	4.7
	畑	5,300	I II III その他	3,450	65.1	65.1
				1,500	25.0	25.0
				300	5.0	5.0
				4,200	70.0	70.0
				200	34.5	34.5
				250	43.1	43.1
果樹園	6,000	I II III IV その他	50	8.6	8.6	
			80	13.8	13.8	
			200	8.0	8.0	
			1,000	40.0	40.0	
			1,300	52.0	52.0	
			200	1.1	1.1	
トレンチャー	果樹園	2,500	I II その他	1,000	40.0	40.0
				1,300	52.0	52.0
田植機	水田	18,500	I II	200	1.1	1.1
				5,000	27.0	27.0

3 利用規模の下限

(1) トラクター

地域名	果樹園	1,500	その他			71.9
			I	II	III	
スビーボス トレンチャー	果樹園	1,500	300	500	500	20.0
コンバイン	水田	12,300	200	500	500	33.3
			4,800	3,000	500	38.3
			4,500	36.6	36.6	
フォールディング トラスター	畑、転作 水田	2,000	1,500	500	500	75.0
			500	25.0	25.0	
			800	94.1	94.1	
ピーソナー トラスター	転作水田	850	50	50	5.9	

区分	田 (ha)			畑 (ha)			果樹園 (ha)			草地 (ha)		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
A地域 (1区画20 ha以上で 集団化)	7	12	18									
B地域 (10a~20 a集団化)	6	9	--									

(田と同じ。)(水田に準ずるが作業機と)  
(水田に準ずるが作業機と)  
(水田に準ずるが作業機と)  
(水田に準ずるが作業機と)  
(水田に準ずるが作業機と)

(2) トレンチャー

区分	果樹園		草地 (ha)	
	I	II	I	II
地域名				
県 全 域	4	6		

(注) 桑及び茶園を含む。

(3) 田植機

区分	I (ha)	II (ha)	
		歩行型	乗用型
地域名			
A 地域	5	4	7
B 地域	4	3	—

(4) スピードスプレー

区分	果 樹	園 (ha)	
地域名	I	II	III
県 全 域	1	3	4

(5) コンバイン

区分	田 (ha)	
地域名	I	II
A 地域	4	8
B 地域	3	—

(6) フォーワーゼハーベスター

区分	田 (ha)	
	I	II
地域名	フレール型ダイレクト式	トウモロコシ専用機
県 全 域	9	7

(7) ビーンハーベスター

区分	転作水田 (ha)
地域名	I
県 全 域	2.5

第2 計画の期間

昭和58年から昭和60年までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

1 ほ場条件

地目	ほ場条件整備の基準	昭和57年に おいて左の 基準を備え ている面積 (ha)				昭和60年に おいて左の 基準を備え ている面積 (ha)					
		昭 和 5 8 年	昭 和 5 9 年	昭 和 6 0 年	昭 和 5 8 年	昭 和 5 9 年	昭 和 6 0 年				
田	1 高性能農業機械の走行可能な土の硬さがあること。 2 区画の形状は原則として長方形で次のように整備されていることが望ましい。 1 区画の形状は原則として長方形で、その大きさは長辺が100m～200m程度あることが望ましい。 2 傾斜地は区画の長辺が等高線に沿っていること及び傾斜は等高線作業と最大傾斜度とで異なるが、10度程度とすること が望ましい。	12,000	1,000	1,000	1,100	15,100					
		<table border="1"> <tr> <th>類別</th> <th>長 辺</th> </tr> <tr> <td>I</td> <td>50m以上</td> </tr> <tr> <td>II以上</td> <td>100m程度</td> </tr> </table>	類別	長 辺	I	50m以上	II以上	100m程度			
類別	長 辺										
I	50m以上										
II以上	100m程度										
畑		3,000	120	120	130	3,370					
果 樹 園	1 区画の形状及び大きさは、防除作業の効果的な実施等に留意し定められていること。 2 8度以上の斜面では園内耕作道が階段状に設置されており、8度以下の斜面では、樹列間に	2,600	50	50	50	2,750					

草	1 区画の形状及び大きさは、波状地が多いので、機械の耐傾斜性を考慮して区画を設定することが望ましい。 2 12度以下であることが望ましい。 3 湿地牧野等の改良草地では排水対策がとられていること。	490	30	30	30	580
---	--	-----	----	----	----	-----

(注) 共通事項

(1) ほ場の団地化

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。ほ場のまとまりは、少なくともトラクター1日の作業負担面積に達していることが望ましい。

(2) 農道等

トラクター単体だけでなく、作業機（トラローラーを含む。）を装着又はけん引した場合においても、その走行に支障がないよう整備されているとともに、幅員、交差部の隈切り、橋等が整備されているほか、水田にあつては田面からの高さ及びほ場進入部について、畑にあつては勾配及び曲率半径についてその走行に支障のないよう整備されていること。

2 栽培条件

地目	作物	栽培条件整備の基準
水	水 稲	1 農業機械の年間稼動時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため集団的な栽培の体制が整つて

田	麦及び雑穀 野 菜 飼 料 作 業	いること。 2 集団（ほ区）のうちが区分されている場合は、1 耕区（区分）が同一水系に属するか又は同一の水利慣行のあることが望ましい。 3 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が計画的に行われていること。
---	-------------------------	---

普通畑	飼料作、雑穀、野菜	水田の場合の1.3に準ずる。
-----	-----------	----------------

樹園地	果 樹	1 機械の利用し易いよう植栽、樹形及び果樹棚等が整えられ、旋回の場合が確保されることが望ましい。 2 水田の場合の1に準ずる。
-----	-----	--

牧草地	草 地	1 収穫時期が競合しないよう草種及び品種を選定し粗飼料給与計画に適合した生産体制がとられていること。 2 水田の場合の1に準ずる。
-----	-----	--

3 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設整備の基準
格納施設	1 トラクター、作業機等の日常整備に必要な部品及び工具等が整備されていること。 2 次のような条件に適合する格納施設が設置されていること。 ア 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品（以下トラクター等という）の格納所要床面積に、トラクター等の交換、脱着作業に必要な面積を日点検に必要な面積並びに床面の形状と出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、

かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本金子、租税公課及び保険料）が格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。  
 1 施設の出入口は、その高さがトラクター等の高さに対応したものであること。  
 3 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。

4 組織的利用条件

区分 主な組織的利用形態	組織的利用条件整備の基準	昭和57年左の基準に基づく整備予定組数			昭和60年左の基準に基づく整備予定組数	
		昭和58年	昭和59年	昭和60年		
農家集団による共同利用	類別に対応する利用面積の下限利用面積として確保され、調子があらかじめ集約が行われていること	199	10	11	10	230
農業機械銀行方式による組織的受託利用	類別に対応する利用面積の下限利用面積として確保され、委託者との関係が向上していること	6	1	2	2	11
農協等事業体による集団利用	類別に対応する利用面積の下限以上と同一面積を確保すること	240	20	15	15	290

・ライオンスセンター等の施設について、調整等関係の連絡が図られていること

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修計画

種 類	昭和56年度までの研修修了者数	研 修 計 画			昭和60年度までの研修修了者数
		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	
農業機械1級研修	99	—	13	13	138
” 2級研修	254	50	50	50	454
計	353	50	63	63	592

(注) 研修の種類は中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領（昭和57年7月16日付農政第73号鳥取県農林水産部長通知）による。

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の種類	昭和56年度までの認定者数	認 定 計 画			昭和60年度までの認定者数
		昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	
1級農業機械士	77	—	10	10	107
2級 ”	214	45	45	45	394
計	291	45	55	55	501

(注) 農業機械士の種類は、1の同要領による。

3 農業機械士等の養成配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者の養成については、農業者及び農業青少

年(農業経営大学校生を含む。)を対象に県立農業経営大学校で農業機械技能1研修(年1回)及び同2級研修(年3回)を実施する。

これらの研修終了者、農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業安全の確保に努める。

4 県、市町村等における指導体制の整備

(1) 県は、農林水産部関係機関農業関係団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。

(2) 市町村及び農業団体においては、地域の実情に即した農業の機械化を図るとともに、農作業安全、農業機械作業環境の改善等、農業機械の効率的利用を推進する。

第5 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械の効率的利用を推進するための方策

(1) 基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は地域の特性や諸条件に適合したものであつて、その導入が経営の規模拡大を誘導し、経営の発展を促すものでなければならぬ。このため、生産(利用)組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集団化、農用地の有効利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながらより効率的農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

(2) 効率利用の推進方策

ア 農業機械の導入台数の決定に当たっては、高性能農業機械導入計画に基づく利用面積の下限の範囲で行うものとし、利用面積の拡大に努める。

イ 国の補助事業による農業機械の導入はその採択基準によるものとする。

ウ 農業機械の安全性の確保上、農機具の型式検査又は安全鑑定合格機種を導入する。

エ 機械化に適した土地基盤の整備(用排水溝、区画、農道等)とともに、交換分合等による耕地の集団化をはかる。

オ 地域の適作物を集団栽培して、機械利用規模の拡大ができるよう作期の調整をはかる。

カ 農業機械銀行等を導入している地域にあつては、広域化、作業規模拡大の方向でより効率的な機械利用を進める。地域の諸事業により機械銀行が導入できない地域では、個別の農作業受託農家を核として小集団を組織し作業受委託の推進を図ることで遊休機械の活用を促進し機械の過剰投資を防止する。

キ 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づく農業機械士等の適正な技能を有する者を確保して、農業生産技術の高位平準化を図るとともに、各種補助事業及び制度資金で機械導入する場合、農業機械士の適正配置を図る。

ク 農作業従事者の安全確保のため、地域ごとの安全対策(講習会、安全教室、機械の点検整備等)を進める。

ケ 農業機械の整備点検体制を整え、長期にわたつて効率的な活用ができるよう配慮する。

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設定

1 整備施設の設定

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設定

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設定

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設定

昭和57年における施設数			昭和60年における施設数				
特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
15	19	24	21	18	25	20	20

(注) 整備施設の種類(特A級、A級、B級、C級)は農業機械整備施設設置基準(昭和44年5月31日付44農政第2258号農林事務次官依命通達)による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

ア 近年の高性能、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の安全装備等に関する知識及び整備技能を習得させるための研修等を行う。

イ 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準が高いとはいえないので、整備施設の技能者、農業機械士等を主軸に農業機械の安全対策安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実をはかる。

3 農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導方策並びに指導体制の整備

(1) 指導方策

農業機械の大型化及び高性能化に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及びその分析結果に基づき農業機械の点検整備、安全な取扱い等の講習会及び農作業安全の啓蒙指導を行う。

ア 農作業安全月間を農繁期の5月と10月に設定し、安全に対する

意識を喚起する。

イ 労働災害保険の加入促進のため、農業者及び農業団体等に対して特別加入制度の研修会を開催し、啓蒙を行う。

ウ 農業機械化研修を通じて、農業者への安全意識の高揚を図る。

(2) 指導体制

農業機械導入利用推進会議を中核として、県関係機関、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業者に対する指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械利用規模の目安

機 械	地 域	田、畑等	利用規模の目安(ha)
管 理 機	田、畑等	田畑等	0.5
耕 耘 機(兼 用 型)	"	"	0.7
" (駆 動 型)	"	"	1
トラクタ (15 PS 以下)	"	"	2
" (24 PS 以下)	"	"	3
田 植 機 (2 条)	県	水田	1
" (4 条)	"	"	2
(稲、麦) バイソダー (1 条)	全	田畑	1
" (2 条)	"	"	2
コンバイン (2 条歩行型)	"	"	1
" (2 条乗用型)	"	"	2
(稲、麦) 脱穀機 (自 走 式)	域	"	2
大豆脱粒機 (自 走 式)	"	"	2
(稲、麦) 乾燥機 (1.5 t )	"	"	2
" (2.5 t )	"	"	2
トラクタ (8 PS 以下)	田畑等	田畑等	2
動 力 噴 霧 機	"	"	0.5

(注) 利用規模の目安となる面積は単作物を想定し決定したものである。